公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター定款

第１章　総　　則

（名称）

第１条　この法人は、公益社団法人島根県浄化槽普及管理センターと称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を島根県松江市に置く。

２　この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、島根県における計画的な下水道施設整備を推進する上から、浄化槽の普及を図ることにより県民の快適な生活環境を形成するとともに、浄化槽の適正な使用と維持管理を推進し、浄化槽法の定める水質に関する検査を行うことにより、地域の水質保全並びに自然環境の保護と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 浄化槽の普及促進

(2) 関係行政機関への浄化槽普及促進に関する提案要望

(3) 浄化槽の適正な使用と維持管理に関する普及啓発

(4) 浄化槽法第７条及び第11条の規定に基づく水質に関する検査の実施

(5) 浄化槽に関する技術情報の提供及び技術指導並びに調査研究

(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項に掲げる事業は、島根県において行うものとする。

第３章　会　　員

（法人の構成員）

第５条　この法人は、この法人の目的に賛同してこの法人の会員となった島根県内の地方公共団体及び浄化槽の普及促進を行う団体をもって構成する。

２　前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）における社員とする。

（会員の資格の取得）

第６条　この法人の会員になろうとする者は、総会において別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第７条　会員は、この法人の活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める会費を毎年納入しなければならない。

（任意退会）
第８条　会員は、総会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
（除名）
第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、当該会員を除名することができる。
(1) この定款その他の規程に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
（会員資格の喪失）
第10条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 第７条の支払義務を２年以上履行しなかったとき。
(2) 総会員が同意したとき。
(3) 当該会員が消滅したとき。
（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）
第11条　会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
２　会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第４章　総　　会

（構成）
第12条　総会は、すべての会員をもって構成する。
２　前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
（権限）
第13条　総会は、次の事項について決議する。
(1) 会員の除名
(2) 理事及び監事の選任又は解任
(3) 理事及び監事の報酬等の額
(4) 定款の変更
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
(6) 解散及び残余財産の処分
(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
（開催）
第14条　総会は、定時総会として毎事業年度終了後３箇月以内に１回開催するほか、毎事業年度開始前２箇月以内に１回及び必要がある場合に開催する。
（招集）
第15条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
２　総会員の議決権の10分の１以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）
第16条　総会の議長は、会長がこれに当たる。
（議決権）
第17条　総会における議決権は、会員１名につき１個とする。
（決議）
第18条　総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
(1) 会員の除名
(2) 監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) その他法令又はこの定款で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
（議決権の代理行使）
第19条　会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。
２　前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。
３　第１項の会員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、法令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。
４　会員が一般社団・財団法人法第39条第３項の承諾をした者である場合には、この法人は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。
（書面による議決権の行使）
第20条　書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定める時までに当該記載した議決権行使書面をこの法人に提出して行う。
２　前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。
（電磁的方法による議決権の行使）
第21条　電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法によりこの法人に提供して行う。
２　会員が一般社団・財団法人法第39条第３項の承諾をした者である場合には、この法人は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。
３　第１項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。
（議事録）
第22条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び当該総会において会員の中から選任された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第５章　役　　員

（役員の設置）

第23条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　　６名以上１０名以内

(2) 監事　　２名以内

２　理事のうち１名を会長とし、会長以外の理事のうち２名を副会長、１名を専務理事とする。

３　前項の会長をもって一般社団・財団法人法における代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第24条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

２　会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

４　各理事について、当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

５　他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第25条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　副会長は、会長を補佐する。

４　専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

５　会長及び専務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第27条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までと

する。
4　理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
（役員の解任）
第28条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。
（報酬等）
第29条　理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
2　理事及び監事にはその職務を行うために要する費用を弁償することができる。
3　費用の弁償に関し必要な事項は、総会の決議を経て別に定める。

第６章　理　事　会

（構成）
第30条　この法人に理事会を置く。
2　理事会は、すべての理事をもって構成する。
（権限）
第31条　理事会は、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
（招集）
第32条　理事会は、会長が招集する。
2　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が理事会を招集する。
（議長）
第33条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。
（決議）
第34条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
（理事会への報告の省略）
第35条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。
2　前項の規定は、第25条第５項の規定による報告については、適用しない。
（議事録）
第36条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第７章　調査研究委員会

（委員会）
第37条　この法人の事業の円滑な推進を図るため必要があるときは、理事会の決議によって調査研究委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。
２　委員会は、委員10名以内で構成する。
３　委員会は、第４条に定めるこの法人の事業の運営に関して、理事会の諮問を受けた事項について技術的・専門的観点から調査研究し、理事会に報告する。
４　委員会の委員は、理事会の決議によって選任及び解任する。
５　委員会の運営に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第８章　資産及び会計

（事業年度）
第38条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。
（事業計画及び収支予算）
第39条　この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の規定にかかわらず、緊急を要し総会の承認を受けることが困難な場合は、理事会の決議により変更することができる。この場合においては、直近の総会にその内容を報告しなければならない。
３　第１項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（事業報告及び決算）
第40条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(6) 財産目録
２　前項の承認を受けた書類については、定時総会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第６号までの書類については承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1) 監査報告
(2) 理事及び監事の名簿
(3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
（公益目的取得財産残額の算定）

第41条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第42条　この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経た上で、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上の議決を得なければならない。

２　この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も前項と同様とする。

（会計の原則等）

第43条　この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

２　この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

３　特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の管理については、別途理事会で定める手続による。

第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第44条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第45条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第46条　この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第47条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章　公　告　の　方　法

（公告の方法）

第48条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章　事　務　局

（設置等）

第49条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3　事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4　前項以外の職員は、会長が任免する。
5　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

（帳簿及び書類の備置き）

第50条　事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

この場合において、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

(1) 定款
(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
(3) 理事及び監事の名簿
(4) 認定、許可、認可及び登記に関する書類
(5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類
(6) 財産目録
(7) 役員等の報酬規程
(8) 事業計画書及び収支予算書
(9) 事業報告書及び計算書類等
(10) 監査報告書
(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2　前項各号の帳簿及び書類の閲覧等については、法令の定めによるほか、次条第2項に定めるところによるものとする。

第12章　補　　則

（情報公開）

第51条　この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

（個人情報の保護）

第52条　この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

（委任）

第53条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附　　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　この法人の最初の代表理事は永田伸二、業務執行理事は橋本辰生とする。

3　整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4　社団法人島根県浄化槽普及管理センター定款は、廃止する。